

(訟ろー01)

令和2年9月2日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 定 久 朋 宏

「事件記録等保存規程等の改正の概要」の送付について

(事務連絡)

この度、下記1の規程が制定され、下記2の通達が発出されました。

この規程及び通達の参考資料として「事件記録等保存規程等の改正の概要」を送付しますので、関係職員に配布して執務の参考にするようお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

1 規程

事件記録等保存規程の一部を改正する規程（令和2年最高裁判所規程第1号）

2 通達

令和2年9月2日付け最高裁総三第125号事務総長通達「「事件記録等保存規程の運用について」の一部改正について」

(令和2.9.2総三印)

事件記録等保存規程等の改正の概要

第1 改正の趣旨

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号。以下「表題部適正化法」という。）のうち第3章から第5章までの規定の施行及び船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）の施行に伴い、事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号。以下「保存規程」という。）及び平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」（以下「保存運用通達」という。）について、所要の改正を行った。

第2 改正の内容

1 保存規程の改正について

事件記録（以下「記録」という。）及び事件書類の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる事件の種類として、民事非訟事件を追加した（保存規程第5条）。

2 保存運用通達の改正について

(1) 保存規程第5条の別段の定めとして、民事非訟事件のうち特定不能土地等管理命令事件及び特定社団等帰属土地等管理命令事件（以下「管理命令事件」という。）の記録の保存期間を、管理命令の取消決定が確定した日から起算することを定めた（保存運用通達記第1の4）。

また、管理命令事件が管理命令の発せられる前又は管理命令が発せられた場合においてその命令の確定前に完結したときは、事件完結の日から起算することを定めた（保存運用通達記第1の4ただし書）。

(2) 「油濁損害賠償責任制限事件」とあるのを「油濁等損害賠償責任制限事件」に改めた（保存運用通達別表第1の8）。

第3 改正に伴う留意事項等

記録及び事件書類の保存期間は、裁判の確定その他の事由による事件完結の日から起算することになるが（保存規程第4条第2項），管理命令の発令後、管理命令が確定した管理命令事件では必ず管理命令の取消決定（表題部適正化法第19条第3項、第29条第1項、第2項、第30条第2項）を行うことになるところ、裁判所が選任する管理者において長期にわたり管理事務を行う事案では、事件完結の日から直ちに記録を保存に付すると、記録を廃棄した後に取消決定をする場面が想定され事務に支障が生ずることから、その保存期間の起算日について特別に定めた（保存運用通達記第1の4）。

したがって、管理命令事件の完結後も、当該事件を担当する裁判所書記官が記録を保管することとなり、保存運用通達記第1の4の定めによる保存期間の始期が到来した時点で保存に付することになる。

なお、管理命令事件の記録の保存期間は5年（保存規程別表第1の8）であり、5年を超えて保存を要する事件書類はないため、事件書類の分離は不要である。

1 管理命令事件の事件完結の日について

管理命令事件の事件終局事由には、①管理命令の発令（表題部適正化法第19条第1項、第30条第1項）、②管理命令申立ての却下（同法第19条第2項、第30条第2項）、③管理命令申立書の却下（非訟事件手続法第43条第5項）、④管理命令の発令前の申立ての取下げ（同法第63条第1項前段）、⑤管理命令の発令後、管理命令確定前の申立ての取下げ（同項後段）があるところ、①から③までの事件完結の日は、命令又は却下が確定した日となり、④の事件完結の日は取下げの効力が生じた日となる。

また、⑤については、取下げにつき裁判所の許可が必要となるため、事件完結の日は裁判所が許可した日となる。

2 管理命令事件の記録の保存期間の起算日について

保存運用通達記第1の4の定めにより、管理命令事件の記録の保存期間は、

原則として、管理命令の取消決定が確定した日から起算することになる。ただし、管理命令が発せられる前又は管理命令が発せられた場合においてその命令の確定前に事件完結した場合（上記②から⑤まで）には、保存規程の原則（第4条第2項）どおり、その事件完結の日から起算することになる（保存運用通達記第1の4ただし書）。